法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-12

道を継ぐ者達への遺言 : 金春安住の書写活 動

小林, 健二

(出版者 / Publisher)

野上記念法政大学能楽研究所共同利用・共同研究拠点「能楽の国際・学際的研究拠点」 / The Nogami Memorial Noh Theatre Research Institute of Hosei University

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

金春家文書の世界 : 文書が語る金春家の歩み(能楽研究叢書; 7)

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

151

(終了ページ / End Page)

167

(発行年 / Year)

2017-03

道を継ぐ者達への遺言

―金春安住の書写活動

小 林 健

、金春安住の生涯

切った人物であった。安住は、四歳までは幸太郎と称したが、金春大夫隆庸の幼名が式太郎であるのを憚って恒次郎 の信任が厚く、明和の頃には吉川の株を与えられて御家人となり、以後南都に常住して大夫家と八左衛門家を取り仕 少から隠居するまでを記した『安住行状大概』でたどってみよう。 安住は、宝暦十一年(一七六一)八月十五日に奈良の高天市町で生まれた。父の重三郎は浪人ながら金春七郎氏綱 金春安住は江戸後期における金春流の分家、八左衛門家の当主である。まずはその素性と経歴を、 安住が自身の幼

七七八)三月、正年十八歳の時であり、これ以後、表向きは実際の年齢より一歳若く通していた。

を譲られたものという。生まれつき身体が弱く体格も普通以下で、元服したのは尾張家のお抱が決った安永七年(一

と改名する。安住という諱は、十三・四歳の頃、書の師匠であった春日社の梅木半之丞安道

(後に安国) より安の字

年(一七六九)二月薪能における《経政》が初シテで、明和九年(一七七二)二月の薪能で《車僧》を勤め、三月に 芸においては器用の評判をとり、 明和五年(一七六八)七歳の冬に南都後日の能で《藤永》の子方を勤め、 明和六

152 は仙洞御所御能に出勤する。安永三年(一七七四)八月の大倉六蔵催しの大坂勧進能には三番の能に出演するなど、

本家大夫の後見ともなって流儀を支えた、江戸後期の金春家にとって功労のあった人物といえよう。 八二七)六十七歳で為三郎に家督を譲って隠居、文政十三年(一八三〇)五月七日に七十歳で病死している。 金春安種の子半之助を養子としている。文政五年(一八二二)八月に六十二歳で大坂勧進能を興行し、文政十年(一 妻を迎えたが男子に恵まれず、文化七年(一八一○)に川勝家から為三郎を養子に迎え、文政元年(一八一八)には 同七年に三十五歳で八左衛門家を相続、享和二年には本家の後見役となった。寛政十一年(一七九九)に三十九歳で 井平三郎の忰金春半次郎として、尾張家のお抱え役者となったことである。寛政五年 右のごとく、安住は能の家に生まれたのではないが、縁あって金春家の分家である八左衛門家の当主となり、 安住にとって大きな転機となったのは、安永七年に金春大夫隆庸と金春八左衛門元鄰の姉婿である土州家役者の石 (一七九三) に半三郎と改名し、

二、『安住行状之大概』に見られる流儀への貢献

流内において金蔵の相続を調整したことが『安住行状之大概』に事細かに記されている。安住がまだ二十四歳の時で していた尾張藩御用人筆頭の沢井三左衛門より、 ので、合力米がこれまでのように給付されないのではないかと危ぶみ、すでに法体となって医学に携わっていた隆庸 七八四)閏正月廿二日に八左衛門元鄰が死去した際に、本家大夫の八郎隆庸は、元鄰の実子金蔵がまだ幼少であった 安住が流儀のために後継者問題で奔走した記事が『安住行状之大概』にいくつか見られる。例えば、天明四年(一 の中川季観 (友之助)を、本人の意思に反して還俗させ八左衛門家を継がせようとした。その時、 隆庸の後見があれば金蔵が継いでも差し支えない旨の内意を得て、

ある。

いている。

される。

また、享和二年 (一八○二)八月廿三日に本家の金春八郎安親が死去した際には、 流内で善後策を練ることとなっ

た様子が、次のように記される。

ある。

廿五日、 事、及相談。 座中、并、弟子中打寄セ、 か、る大事ニ候時節故、 急養子及内談。 覚悟ノ、順義決定を無遠慮申述ル也。 此砌冶、 座中初、 弟子中ニも、 我等を真柱にして、

拙者後見ニ而 の従兄弟である観世大夫織部 右のように、安住を真柱として対策がはかられ、金春家の分家である川勝来太郎隆敬に男子が沢山いるので、 御用万端相勤可申」と、安住が後見をするという条件で、本家の養子にもらうこととなった顛末が記 (清親)を仲介として、その次男である八十吉 (当時九歳) を「養子之人、十八歳迄は 隆敬

これまで通りに維持・継承するか、また、そのため公儀やその他に対してどのような方策をたて、配慮すべきかを説 これら安住が関与した本家・庶家の相続問題について記すとき、手柄話として成功を誇るのではなく、 かに家を

拡大や経済的な安定の礎となり、 この他、 尾張家をはじめ貴顕の愛顧や、諸侯への出入りを詳細に記すが、それらは単なる自慢話ではなく、 さらに先規となって、 流儀の存続基盤に結びつける政治的な配慮による記述なので 自 「流の

安住が尾州家御手役者として習得した事務処理能力の獲得については、『安住行状之大概』 次のように記される。 安永七年六月廿六日条

扨亦、 此節、 我等首尾能、 御前向始、 御重役・御広間方・ 御同朋衆・御坊主衆迄、 一統人愛を蒙り、 彼是、 取持

無遠慮叱られ候事も多、又、 共ニ、我等了簡を・片言交りニ案文相認メ見セ候ハねバ、加筆等不被呉、成程、其砌、迷惑ニも存、 御手役者向諸願・達事等、 被呉候内ニも、御坊主組頭、 < ハ相分り不申候得共、</br> 後々ハ、文言者じや、才覚者じやと、御右筆衆も沙汰被申候而、 猶子之如く世話すべきとて、 他向江之手紙・進達之願書、 取扱万端、真実ニ教示ノ、成程、 讚られ候事も有之、怖敷様ニ存候が、全、此人之教示ニ而、取扱事ハ、 津坂宗古と申仁、元鄰主とは酒友ト云、活達同気相求友として善く、夫ニ付、我等 万事、無残所、 引廻シ被呉、大夫取扱事ニ付、 達書ニ至迄、 厳敷師範、 決而代筆ニ而は承知なく、 願書・達事之通り宜敷候事、 其頃は、尚更拙キ手跡、字儀さへろく 能・囃子之節、 願紙面も、 触出し、又、 全、 至而早昇進 人前ニ而茂 此人之

摯な態度が宗古の熱心な指導を生んだのであろう。 右のように、 津坂宗古という坊主組頭に諸般にわたって教授を得たことが記されるが、もとより安住の誠実さや真

三、安住筆の記録と文書……『安住行状之大概』 『御用留』『歌舞後考録

その中に一紙を四つ折りしたものを重ねて紙縒りで綴じた横本の体裁を持った、 録や文書が残されており、自家の八左衛門家や金春宗家はもとより当時の能界を知る上で一流の資料となっている。 それらを略解題をほどこして紹介しながら安住の書写活動を見ていこう。 金春流史の上でもひときわ筆まめであった。能楽研究所に寄贈された般若窟文庫には、安住筆の多くの記 いかにも書付風の一連の文書群があ

【『安住行状之大概』『御用留』『歌舞後考録』】

まず取り上げなければならないのが、『安住行状之大概』と『御用留』 『歌舞後考録』であるが、これらは既に紹介

されているので、 簡単に触れることにしよう。

12 19 一二·○×一八·○糎。 安住行状之大概

紙数、

約三〇〇丁の大冊。一面の行数は十六行前後、

字詰めは一

行十五字前後。

自 題、 .身の一代記を詳細に記録したもの。 表紙に「安住行状之大概 下案 外題に「下案」とあるものの丹念に書写されており、 と墨書される。 安住が幼年より文政十年 ·五月朔日に隠居するまでにわたって、 浄書本と思われる。

12 20 御用留 ₩

内題、 寸法、 尾張藩におけるお役者としての出勤記録や稽古の記録、 「天明二壬寅年御用留」。 一二·三×一七· 四糎。 紙数、 安住の二十一歳から二十三歳にかけて半次郎を名乗っていた時代の御用、 九十五丁。 外題、 また尾張藩の能役者のまとめ役として記録しておくべき事 表紙に「従天明二壬寅年/ 至天明四甲 ・辰歳」と墨書される。 すなわち

12 | 21 A 歌舞後考録 ₩

を日次に一つ書きの体裁で詳細に記したもの。

寸法、 題左脇に「従文政四十二月/至文政六年十月」と墨書される。安住四十歳から四十二歳にかけての出勤記録、その の要用等の 詳細な備忘録。「第拾一冊」とあり、 五糎。 紙数、 九十 点丁 (挟紙) 他にも多数記録したものの一部と思われる。 三紙)。 外題、 表紙に 「歌舞後考録 第拾 册 外

12 21 B 歌舞後考録 冊

月 寸法、 但、 霜月御祭礼略記有〕 四·〇×二〇· 五糎。 紙数、 至」と墨書。 三十八丁。 すなわち、 外題、 表紙に 四十七歳から四十八歳の出演記録であるが未完。 歌舞後考録」、 その左脇に 「従文政十一年子十二 (注……

内は割り注

詳しくはそれらの解説を参照いただきたい。

正義氏によって翻刻され、 以上であるが、『安住行状之大概』は、『日本庶民文化史料集成 第三巻 能』(昭和五十三年、三一書房)に、伊藤 『歌舞後考録』『御用留』』(平成二十七年、 通読の便がはかられていた。『御用留』『歌舞後考録』 法政大学能楽研究所)に翻刻され、広く利用できるようになった。 Ŕ 近年、能楽資料叢書2『金春安

から、 点の資料が見つかった。 さて、『歌舞後考録』に「第拾一冊」とあり、『御用留』には「従天明二壬寅年、至天明四甲辰歳」と記されること 両書とも元は大部な記録集であり、その一部が残存していると推測されたが、はたして金春宗家より連れの二

▽『御用留』「従安永七戊戌三月、至安永十辛丑年」一冊(八十二丁)。安住が十七歳から二十歳までの記録

▽『歌舞後考録』第四一冊「従文化三年五月、至文化六年五月」一冊(八十一丁)。安住が四十六歳から四十九歳まで の記録

る可能性はある 従って、現在は [御用留] が二冊、 『歌舞後考録』は三冊が認められることになるが、今後も連れの冊子が出現す

【『安住行状之大概』と他資料の関係】

て綴られたところの、別記書留類の総目録であり、それらが有効に機能するための解説であると言えよう。 さて、『安住行状之大概』は、『御用留』『歌舞後考録』など安住が事有るごとに記し留めてきた諸記録を総動員し

例えば、文政五年(一八二二)に六十二歳で興行した安住にとっての一大イベントであった大坂勧進能に関しては、

程をたどることができる。しかし、八月二十三日から二十八日までの勧進能興行に関しては実施されたことが書かれ 『安住行状之大概』において、文政三年に一代能発起の願書を観世へ提出したところから逐次記されており、その過

にわたって詳しい番組が記載されていて、 ているだけなのである。幸いなことに『歌舞後考録』に該当する期間が入っており、 その内容を知ることができる。 四十八丁から六十丁まで十三丁

また、天明二年(一七八二) 天明二寅年、 正月十二日、 正月に行われた名古屋での御祝儀能に関して『安住行状之大概』 名古屋表へ出立ス。是は、 昨年、 大納言御昇進、 并、 若子様御誕生ニ付、 御 兼帯にて、

於御国表、三ヶ日御祝儀之御能有之故也。 同二月朔 Ħ 初日之翁、 高砂被仰付。 二日目、 実盛。 三日 Ę 竜

無滞相勤

作法が詳細に知られるのである。

祝儀能の作法や三日間の番組などが四丁裏から七丁裏の三丁にわたって詳細に記されており、 ٤ 簡潔に祝儀能が行われたことを記すだけだが、これも、 幸いに 『御用留』 に記事が載るのでひもといてみると、 当時の祝儀能の実態や

記録 く外の世界が能とどのように関わっていたか、また役者が能とどう向き合っていたかを知ることができる、 つまり、 (別記・書留類) 『安住行状之大概』は、 のインデックスともなっており、それらを重ねて見ることによって、江戸後期の役者をとりま 自己の記録を再構成した日録風自伝といえるが、 『御用留』『歌舞後考録』 江戸能楽

四、 般若窟文庫に所蔵されるその他の安住文書

史研究上において極めて有用な資料であると認められるのである。

般若窟文庫 上には他 にも 同体裁の 安住筆資料が蔵されるので、ここからはそれらの書誌と内容を簡単に紹介して、安

7 12 22 私記 ₩

住の

善写活動をたどってみよう。

芸事に関する備忘録として書写されたもの。 もなさんと、草書やら忘却の備へやらに時々書染メ置也」と記され、さらに丁をかえて「序曰 もアリテ、年月万端前後混乱也。文言も亦拙き事のみ。 一失あり。愚者も千慮に一得ありと云は、自然一得あらは拙意の面目。 」と墨書。 /初秋吉祥日円満井座 一四・〇×一九・四糎。紙数、二十丁(墨付き、十二丁)。一面の行数、二十行。外題、 内題、 闇夜を行に、 扉表の左に /竹田金春八左衛門/秦宿禰安住忘 (花押)] 同じき不明の愚意を述る所也。是則、 「哥舞闇夜私記 第一」と墨書。扉裏に「本文私記ハ書留置もアリ、 命あらば次第を立て、句揃をも直して、 分明の一燈を付か為なり。 の奥書がある。 珍重〃〃」とあり、その裏に「寛政八丙辰 天明から寛政年間にわたる 古語に智者も千慮に (云) この巻の趣、 表紙左に「私記 子孫の心得の端と 間時ニ思ひ寄

>12-23 一道之聞書 一冊

る記事と、 衛門経春留書か。 元年丙卯月吉日/秦安住」。奥書の後に「寛政十年五月/追加、 書「右一冊者、 寸法、一七・三×一二・五糎。紙数、二十七丁。一面行数、十六行。外題、表紙の左に「一道之聞書」と墨書。 住 ニ而も有ヤラン」と書かれる。 芸事に関する記事がある。 大蔵庄左衛門殿所持也。 手跡能く似タリ。尤、 寛政元年に大蔵庄左衛門家の書物より抜書したもので、 先祖ノ年号モ有。 借用いたし要文斗書抜。本書ハ美濃紙本也。本主不知、 古書をも書集タルナラン。亦ハ当庄左衛門経典ノ兄 本紙ハ茶表紙美濃紙トヂ本也。 大蔵家の系譜に関す 安住考、大蔵庄左 追 而考べし。 (部 奥

▽12-24 歌舞名数 一冊

三曲集」。一面行数、二〇行。「五音三曲集」を不完全ながら転写したもの。 一二·九×一七·二糎。 紙数、 (墨付き五丁)。 外題、 表紙中央に 「歌舞名数」と墨書。 五音

▽12-25 差異之分別

₩

11 / 文政三辰年与風存寄 ての疑問をまとめたもの。 一二·二×一八 / 識之/秦 0)糎。 △印を打ち一つ書きの体裁で記される。 紙数、 (花押)」と墨書。 <u>-</u> 三 (墨付き六丁)。 内題なし。 能の型や文句についての疑義、 面行数、 見返しに次の 二十三行。 「凡例」 外題、 表中央に あ ŋ 諸 流 間 「差異之分別 0) 異

也。 後古ノ開版之本至今ニ反古ト成 字儀ニアワズ、又、古字本字ノセンサク、 言ニも、 而 順フ事専用也。 与風思ひ寄り、 歌舞共に、昔より仕癖タル事も、 五十年来間違来り。夫ニ而、 既二普観院観世大夫左近事、 閑暇に志之畢 ル。 可慎事也。 用弁済タル事ハ、 又は其文句に、不当ナル仕形、 却而、 然レ共、 歌舞改正ト号ノ、 及事ニ間違出来スル事アリ。 容事ニ愚慮を以、 其趣意ニ齟齬 夫是理屈ノ謡本迄開版ス。 スル 体用之間違等、 改易セザル事ナリ。 ŀ 仕癖タル不相応ハ、 況歌舞之道ハ、 有之事勿論 終ニ上下不 行燈・桃燈之類 可心得置事 一用ノ、 Ļ 古

八 古となってしまった、 所収する曲目は、 傍線で示したように、 鳩 これによると、 智章・忠度・清 歌舞 高砂・ いわゆる明和改正謡本のことを例に引いているのは、 観世左近 経 弓八幡 能 芭蕉 0) 型や文句は古来より (元章) ・楊貴妃・江口・采女・ 淡路・老松・白楽天・富士山 が歌舞を改正して謡本まで開版したが、 削 違い 松風 があるも 葛城・三 室君 Ō Ó 金札 輪 無闇に直してはいけないことを述べるが、 当時の能界状況を知る上で興味 野 難波 宮・ 皆がこれを用いなかったために反 紅 猩 葉狩・千手・二人静 々. 西王母 呉服 : 号八 深 田 村

幡・百万・大会・兼平・野宮・加茂の三十四曲である。

▽12-26 要用抜書 一冊

寸法、 一二・五×一七・三糎。 七十八丁 (墨付き七丁)。 一面行数、 十六~二十行。 外題、 表紙中央に 「要用

くは他の記事も書き付ける予定であったのだろう。この系図の書写については享和二年に金春宗家が川勝家より養 書」と墨書。 「寛政十二申年川勝来太郎 内題、 扉中央「系譜」とあり、左下隅に「御勘定/川勝来太郎」と墨書される。「要用抜書」とある (花押)」の署名を持つ川勝家系譜を写しただけで以下は空白のままである。

寸法、 キ書」と墨書。

7 12

ا 27

真徳鏡抜書

₩

子を迎えたことと関係するが、

それについては章をあらためて詳述したい。

一二・一×一七・四糎。 「真徳鏡」には「シントクケイ」と振り仮名が施される。 紙数、 四十六丁。一面の行数、十六行。 外題、 この題に続けて次の序文を表裏にわたっ 表紙に少し余白をもうけ 「真徳鏡抜

也。 夫自筆と見ゆる巻物ハ、袖ケ崎大守時節之御仕立と考。手跡万事急度致候仕立也。 抜可申存。 大蔵庄左衛門方、 用捨ハ容易ニすへきものにあらす。正ハ正を以し、邪ハ邪を以分明すへし。 至而結構二仕立候巻物三巻か有り。今写ス所ノ本ハ、其巻物ノ種本成べシ。手跡もつたなし。 此書ハ、近頃之大蔵大夫述著ニもや。本影驚見ノ内、大キニ用捨有ベシ。 所持書物之題号也。 六七冊物也。 誰人之述著哉不相知。 所々書抜、 か様之書も見て置へきもの 只々骨折相集申を賞美! 亦々時節を得而 全ク書 大蔵大

ヶ浦太守(伊達家歴代か)が巻物三巻に仕立てた大蔵大夫自筆本は、六冊本から抄出して三巻に調整したものであ 庫蔵能楽資料解題 末尾に 「真徳鏡」から抜き書きしたもの。六・七冊ある内の四・五冊目までを抜き書きしたとあるが、 早稲田大学演劇博物館安田文庫に存する五冊本から、 「寛政十戌午年五月是迄書抜 中 法政大学能楽研究所、 /四五冊目也」の奥書あり。 平成十年)、安住が披見したのはその完本であったと思われる。 本来は六冊本であったことが考察されており すなわち、 寛政十年五月に大蔵庄左 能楽研究所 衛 菛 (『鴻山文 沉鴻山· 所 持 文 0)

12 ることなどが知られる。 28 山川半之丞留書

一二·二×一七· 四糎。 0 抜書 紙数、 ₩ 十四丁 (墨付き九丁)。

之丞留書之抜写

/半之丞自己ノ書入も有之也

/ 本紙ハ薄やう小

紋紙表紙

一面行数、

十六~十九行。 、厚キ小本也」

表紙左に

山 0 体裁で

.川半

楽縁起や芸道上のことを記す。

山川半之丞については未詳。

末の一丁半は春藤家の

「うたひの辞」

記され

と墨書。 外題、

つ

書き が

12 29 竹田権兵衛への質問と返答書留 冊

題もなし。

冒

一頭に次

0

、序が記される。

寸法、 四 × ---九糎。 紙数、 + 应 T (墨付き十三丁)。 画 十八~三十行。 表紙なし。 従 って外 題なし。

返答を問答体で記録したもので、 安住が三十三歳 之御正等御座候節之当惑ニ候へハ、奉貴公御下向之上ハ、追々不審候事共、 時、 等も懸御 息翁様時分、 色々不審も有之。 寛政五丑 随分相 式太郎様修行中ニ有之上ハ、 冒 七月十日、 可申。 覚候。 の時、 御両子ゟ引続、 寛政 且ハ覚違ひ等も可有之。 兄代ゟ之趣をも、 跡ハ御答可申、 竹田権兵衛殿 五年七月十日より十 御部屋様ニハ習事迄も、 専ら演出の細部に関することが記される。 自是も御尋可 御伺申候 へ半次郎 御咄可申との事也。 当年御下向之上、 神候 ·月廿七 ŧ, 电。 却而遠慮も有之。 ハ 日 拙 無御遠慮可被仰聞。 0) 大方ニ御存候上ハ、 者義、 間 則今日 竹田 相伺可申存候得共、 追々八郎 権 咄如左。 然共、 兵衛 様ゟ伝授事、 尚又、 (安顗) 当 答ハ半次郎尋之答也。 不都合相違之事、 時屋敷表、 御尋申度段申入候処、 息翁様御 病気ニて御下リも の芸道上の問 大方ニ御伝受候 両子へ 相勤候 い合わせとその か様なきハ咄也 御習申 竹田氏返答 而 無御 下 座 然共、 追 追 当 而

12 30 雑事聞

筆録したもの。

行あたりの字詰めは一定ではない。享和元年より文化十四年にわたる期間の他書からの抜き書きや、 数、二十五行。 酉ヨリ A・Bともに一二・五×一七・○糎。 /雑事聞書」と墨書。 A本はかなり分厚で、 内題はなし。 別の一冊B本を追加。 面行数、 紙数、A一二〇丁、B四〇丁。外題、 二十行。B本は、 種々の書付を綴じ合わせたもの。したがって行数や一 表紙なし。 外題・内題ともになし。 A本は表紙中央に「享和元年辛 他人の談話 一面行

問および装束の故実、 蔵の写本「調度并装束事」(応永九年入道宗議 集である『童蒙古事談』、安永九年刊の禁厭呪術まじない法 琴が諸事を考証した文化八年刊の随筆『燕石雑志』、新井白石の文字研究書である宝暦十年刊の 能とは関係のない記事が大半で、A本は一つ書きで、茶道に関することや有職故実についての記事が多い。 へ尋」の抜き書きも見られる。 新井白石の質問に公家で国学者の野宮定基が答えた問答で、上巻は官職や荘園制などについ 下巻はもっぱら装束の故実を記しており、 B本の後半は 『非新野問答全』からの写しである。 (本奥書)、永禄十二年藤原□基 『妙術博物筌』などから抜き書きされるが、竹田 全体に装束書的な性格が強い書物からの抜き書き (書写奥書)) や「楽人久保丹後守 『非新野問答』 **『同文通考』**、 は 『黄門白 曲 ての質 説話 石間 家所 亭馬

物した奈良坂村での翁舞の様子や、宝生座年預小倉長左衛門と大夫との対立、「翁」を呪師走りと呼ぶ謂われについ 以上であるが、これらの般若窟蔵本の他にも、能楽研究所には 「呪師走りの翁」のことを思い出して書き留めたもので、文政元年六月十五日の筆である。 これは、文化十五年(一八一八)四月に奈良から江戸に出府した金春安住が、 「呪師走りの翁の古事」と題される安住筆の一書が 中山道野尻から須原 寛政九、 十年 の 道

ての見解などを記している

を廻る新資料」『銕仙』六三八、平成二十六年七月)が、その一つである『公儀・諸向 これは、 金春宗家にも安住筆の資料が多く所蔵されており、 公儀向・諸大名家の御用に関する由緒書や諸家の文書を書き留めたものとのことである。 宮本圭造氏 (研究十二月往 来 古キ書附写集 明 和 九 年 \dot{o} 観 を紹 金春家の安 世 元章上京 介して

住筆文書の内容が公開されたら、 より安住を取り巻く能界や文化環境が明らかになろう。

現存する文書類であるが、『安住行状之大概』には次のような文書名が見られる。

以上は、

家業関係……かざし文句・流儀と能名寄四冊・御大夫凡例集録・江戸山王宮法楽能之旧記 流外囃子仕舞付二十三番・習事相手組書上・年預関係書付・勧進能先例・勧進能ニツキ諸侯より音物書留 件·文政六年仙 洞御能 件·文政八年五月御城御奥御慰御能囃子· 御紋付能装束等之心得 舞台切幕古今之差別

由 尾張家関係……尾張様大夫役の訳合・尾張家之御用留・尾張家由緒之訳合 緒系譜関 係…… 先祖 共由緒書 ・笹井覚次郎方御役者家並之由緒・

支配関係……中 ノ川村支配 件 藤堂家扶持米・ 嶋屋家譜 苗

安住は、これらの資料と接していたことはもちろん、書写に及んでいたことも考えられよう。

十六日条の中で次のように述べている。 安住の研究熱心な姿勢 (考証癖) や博覧強記の資質については、安住自身が 『安住行状之大概』 の安永七年六月二

ば 下根之内にも、 聞書を常とし、 十にして七八も、 身相応にハ根気もをのづから出来候哉、 打出シ書写仕がたきもの 無益・杜撰之事なれど、三十歳未満之頃迄も、 夜更人しづまりて、 家業書物など、 か様心掛ケ候冥加にて、 密々臨写したるも多し。 人之所持、 又は、 見聞之事共 自然と深秘之事も 今将、 取出 節 し見れ 々、 模

又、此一

派之書物、

是亦、 案外に的当する事、 渉漁せざるハなし。常、 間々あり。 朝に失して黝に求ると云古語、 此業に寄り候事ハ、譬、小説といへども書抜 宜成哉

雑書披閲を好、

書』がそれにあたり、金春流内を探し求めて書写した様子がうかがえる。また、12―30『雑事聞書』は、 宮定基が答えた『非新野問答全』などから書き抜きされており、安住の広範な書写活動が推察されるのである。 説話集である『童蒙古事談』、安永九年刊の禁厭呪術まじない法『妙術博物筌』、新井白石の質問に公家で国学者の ように家業には直接関わらない種々の書物からの抜書であり、曲亭馬琴の随筆『燕石雑志』、新井白石の でも関係する事項を抜き書きしていた姿勢がうかがえよう。 23 『一道之聞書』、12 の記事から安住が家業に関する資料を渉猟していたことはもちろん、 24 『歌舞名数』、12-─26 『要用抜書』、12─27 『真徳鏡抜書』、12-傍線部で示した家業関係の書物として現存するのは、12 直接には家業に結びつかない書物から少し -28『山川半之丞留書の抜 書名が示す 『同文通考』、

五、享和二年、金春宗家が川勝家より養子を迎える一件

思ったがそうではなかった。 勝家系譜を写しただけのものである。安住は川勝家より養子、為三郎を迎えているので、それと関連する文書かと 12 **久敷後見致候義、甚無心元、且ハ少シも早安心申度、傍先規之儀も御座候間、** 子人乞請候節、 | 26 『要用抜書』は、 此度も、 美濃紙弐つ折、 何卒物領新十郎殿を申請度候。尤、 先代十次郎儀 綴目紙ニテ張リ認メ有之也。来太郎殿見せられ候を、安住写置也。此度、 書名に「要用抜書」とあるものの、「寛政十二申年 この系図が写された理由は、 弥三郎殿嫡子御座候所、 御次男ヲ不足ニ存候事ニハ無御座、 系図の後に添えられた次の記事から知ることができる。 家元之事故申請候様ニ、古キ弟子とも覚へ居 川勝来太郎 何分御嫡子申請度と申入候所、来 拙者 (花押)」の署名を持つ川 (安住) 川勝氏ヨリ、 候様 聞

金

春家がこの八十吉を養子に迎えるに至った顛末は、

『安住行状之大概』

の享和二年八月から十月にかけても記さ

座候故、 を以、 下候へとて、 却而他聞 何分嫡子ヲ他ニ差出 領ニハ無之、 太郎殿返答二、 賴 中誤、 はやく御安心被成度、 次男十次郎差遣候後、 且同役共へも申 万端首尾
ノ後、 系図見せられ候を、 次男ニ而御 何様御尤之儀、 事ハ甚六ヶ敷、 [座候。 取かたく、 右系図持参被申、 是又無余儀御儀ニハ候へ共、 右長三郎死去仕候ゆへ、三男多四郎相続 勿論御本家之儀、 且十次郎儀、 干爰写置也。 其上先規も則次男を差遣候義、 尤、 本家相続と申儀 偽言無之段猶以断、 嫡子と被存候も、 尤発端ハ観世太夫織部事、 彼是可申事ニハ ハ、 か様ニ別家相立居候へハ、 格別之訳合ニは御座候へ 委細御存無之上ハ御尤ニ存候が、 無御座候。 其砌暫借リ置写取者也 旁以甚当惑申候。 仕候義ニ御座候。 来太郎殿従弟と申、 且其元様御病身旁、 此 共 弥三郎惣領長三郎と申 相違. 統之式法も御座候テ、 末子共も御 左右方親 無之段、 少シも年増之者 全十次郎儀 座 御承 一候上 類之事故 一者御 ハ惣

享和二戌年冬十月

次男の八十吉を養子にとることとなったが、 太郎より、 今回も後見役となる安住が病気がちなこともあって、 である。それは、 ることが記されているのである。 えることになった経緯と、 分 がなされ、 享和二年八月に金春大夫安親が亡くなり、 先例とする十次郎が実は次男であり、 その証拠として川勝家の系図を来太郎の従兄弟にあたる観世織部が持参したことが述べられる。 かつて来太郎の祖父川勝弥三郎の長男である十次郎 書写した系図が川勝家の次男である八十吉が養子として宗家に入ることの正当性を証 この記事によると、 その経緯がつぶさに記されているのである。 長男の長三郎が早世したので三男の多四郎が家督を継 是非とも年嵩の長男をと養子に望んだようである。 安住は当初、 分家の川勝家より次男の八十吉 川勝家の長男である新十郎を養子にと望んだよう (後の信尹) を宗家の養子に迎えた先例があり、 (七郎元昭) を宗家の養子に迎 だという言 しかし、 明す 来

れ

こており、

川勝家の系図が重要な役割をなしたことがわかる。八月廿七日の条から関係する部分をあげよう。

乍去、 故、 昨 御次男八十吉殿、 とのみ存じ違ひ罷在候、 御用立た、せ申度、 拙者後見こ而 申筋ニも無元、 拝見仕候儀、 Ė 我等返答ニ、其儀は昨日織部江御噂ニて、 尤無相違義也。 御本家之儀、 則 致承知、 織部を以、 毛頭疑念可致事ハ無御座、 此度本家方之不幸ニ付而は、拙者一身ニ引掛り、 御用万端相勤可申旨を以、 今日唯今申請度候と申入レ候所、 拙者病身と申、 勝手ケ間敷御断申ニハ無之、 御心配之程御察申候也。 彼是挨拶之内、 御内慮相窺候処、 旁ニ而、 今更失本意候、 早、 子供衆及見候所、 先以、 知命ニも近付候義、 自元、 任先規、 且亦、 初而、 御承知被下、 皆様へ今日始而御面会申儀なれバ、誰レ彼レと相撰ミ、 即、 及御所望候。 両親衆も大悦之旨ニ而、 奉願候事ニ候得ば、 嫡子之儀は、 十次郎遣し候節も、 去来居士ハ弥三郎殿之次男之訳合も承知仕候上、 八十吉殿、 其身分之程無覚束存じ、 忝、 何が扨、 辞退可致道無之上は、養子之人、十八歳迄は、 致安堵候旨申述ル。 何分昨日織部迄申述候次第、 寅年ニ当年九歳之由、 撰り好み可申儀ニ而 何とぞ一歳も年増之方申請、 か 御座ニ熟談ス。 様ニ御座候と、 且は、 委細昨日被入御念、 随分生立宜敷相見請候 去来居士をも御嫡子 書上・系図出シ見セ は 御用捨被下候へ、 無御座候間 家業取立 御所望可 御系図迄 被仰下 弥

n たのである。 右の傍線部にあるように、 氏睦惣領 このことを「要用抜書」 川勝長三郎氏之 書上・系図によって去来居士、すなわち十次郎は弥三郎氏睦の次男であることが認めら の系図中に確認すると、 川勝長三郎の項に次のように記される。

三男多四郎儀惣領奉願候處、 右長三郎儀、 元文三午年十月十六日二 元文四未年三月廿六日願之通、 『歳ニ而 病死仕候処、 被仰付候 次男十次郎儀者金春八郎方江養子罷

二拾四

これにより、 長男の長三郎氏之が二十四歳で病死した際に次男の十次郎が金春家の養子となっていたため三男の多 染メ置也」という言葉がよく示しているのである。

『安住行状之大概』の記事に、『要用抜書』 .郎が川勝家を相続したことが明記され、これが根拠となって、 の系図と添書を重ねることにより、 川勝家次男八十吉の養子縁組が決まったのである。 この一件が具体的にわかるのである。

。要用抜書』が『安住行状之大概』 の原資料としての価値を持っていることを理解できよう。

六、家を継ぐ者達への遺言

大夫元昭の後見として家伝の一切を管理したことが、 が大黒柱的存在にならざるを得なかったことの自覚と責任感・義務感からなされた営為である。 し立てて尾張家御抱役者となり、ついで分家である八左衛門家を継いだとき、周囲には頼るべき人はなく、安住自身 た。それは、 以上、金春八左衛門安住の書写活動を見てきた。安住は金春家の本家・庶家歴代の中でも一際目立つ筆まめであ 知的好奇心にあふれる安住自身の天性の資質もあろうが、元来は金春家に無縁の者が、 生来の研究心を決定的に刺激したであろうことは想像に難くな とくに享和二年以降 金春大夫甥と申

えよう。その姿勢は こうして書写された安住筆の多くの文書は、 『私記』の扉裏に書かれた「子孫の心得の端ともなさんと、草書やら忘却の備へやらに、時々書 家と流儀が永久に安泰であることを願う、 子孫への遺言であるとも言